

# 自家調剤制限規程

## (目的)

**第1条** この規程は、埼玉県薬剤師国民健康保険組合（以下「組合」という。）の自家調剤に係る保険請求の制限事項を定めることを目的とする。

## (自家調剤の定義)

**第2条** 自家調剤とは、保険医療担当医が発行する処方箋に基づき調剤を行う次の場合をいう。

- 2 薬剤師である事業主が、本人及びその家族に係る調剤を自営薬局(支店を含む)で行う場合。
- 3 勤務薬剤師が、本人及び家族に係る調剤を本人の勤務する薬局で行う場合(本店・支店間における調剤を含む)。
- 4 薬剤師でない事業主及び薬局勤務者が、本人及びその家族に係る調剤を本人の自営(勤務する)薬局の薬剤師に依頼する場合(本店・支店間における調剤を含む)。

## (制限事項)

**第3条** 自家調剤における制限事項は次のとおりとする。

- 2 調剤技術料 別表に定める区分のとおりとする。
- 3 薬学管理料 別表に定める区分のとおりとする。

## (実施細目)

**第4条** この規程に定めるもののほか、自家調剤制限に必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成11年8月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年5月25日から施行する。(別表改正)
- 3 この規程は、平成14年8月3日から施行する。(別表改正)
- 4 この規程は、平成18年4月1日から施行する。(別表改正)
- 5 この規程は、平成20年4月1日から施行する。(別表改正)
- 6 この規程は、平成22年4月1日から施行する。(別表改正)
- 7 この規程は、平成24年4月1日から施行する。(別表改正)
- 8 この規程は、平成26年4月1日から施行する。(別表改正)
- 9 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(別表改正)

10 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(別表改正)

11 この規程は、令和2年5月1日から施行する。(別表改正)

12 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(別表改正)